

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51番地の2		
路線名又は河川名等			
委託業務名	京都市立洛友中学校塀改修工事に係る測量設計業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月24日まで		
事業課(所)名	教育環境整備室	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 教育委員会

チェック欄	

委 託 概 要

塀改修に伴う測量設計				式	1
4級基準点測量	点	2	現地測量	km2	0.001
路線測量(中心線及び横断測量)	km	0.07	道路詳細設計(B)	業務	1
防球ネット詳細設計	業務	1	打合せ	業務	1

委 託 理 由

本業務は、京都市立洛友中学校において、塀改修に伴う狭あい道路の整備及び防球ネットの移設をはじめとする各種施設整備を行うにあたり、必要な資料を作成することを目的とする。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

京都市 教育委員会

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年9月
歩掛適用年月	2025年9月
基準適用年月	2025年9月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。
※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
防球ネット設計	防球ネット詳細設計	防球ネット詳細設計			業務	174,319	作業費	直接人件費
直接経費	調査費	アスベスト調査 (定性分析)	検体採取・持込含む		検体	39,000	試験費	直接人件費、直接経費及び諸経費 管理費区分「9」
直接経費	調査費	アスベスト調査 (定量分析)	検体採取・持込含む		検体	19,500	試験費	直接人件費、直接経費及び諸経費 管理費区分「9」

業務委託料内訳書

業務名	京都市立洛友中学校塀改修工事に係る測量設計業務委託					業 項 目	測量業務 基準点測量	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量			式	1				
基準点測量			式	1				
4級基準点測量			式	1				
4級基準点測量 (市街地甲 平地)		永久標識設置なし, 伐採含まない	点	2				
地形測量			式	1				
現地測量			式	1				
現地測量			式	1				
現地測量 (市街地甲 平地)		縮尺1/500	(km2)式	(0.001)1				内 1号
応用測量			式	1				
路線測量			式	1				
路線測量			式	1				
中心線測量 (市街地甲 平地)		交通量0～1000台/12時間, 単曲線換算曲線数0, 測点幅20m	km	0.07				
横断測量 (市街地甲 平地)		交通量0～1000台/12時間, 単曲線換算曲線数0, 測量幅45m未満, 測点幅20m	km	0.07				

業務委託料内訳書

業務名	京都市立洛友中学校塀改修工事に係る測量設計業務委託					業 項 種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接経費			式	1				
直接経費			式	1				
電子成果品作成費			式	1				
電子成果品作成費(測量)			式	1				
直接測量費			式	1				
間接測量費			式	1				
諸経費			式	1				内 2号
測量業務価格			式	1				
道路設計			式	1				
道路設計			式	1				
道路詳細設計			式	1				
道路詳細設計(B)		縮尺1/1,000	(km)式	(0.07)1				内 3号
防球ネット設計			式	1				

業務委託料内訳書

業務名	京都市立洛友中学校塀改修工事に係る測量設計業務委託					業 項 種 目	土木設計業務 防球ネット設計	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防球ネット設計			式	1				
防球ネット詳細設計			式	1				
防球ネット詳細設計			業務	1				内 4号
共通			式	1				
共通(設計業務)			式	1				
打合せ等			式	1				
打合せ		中間打合せ回数1回	業務	1				内 5号
関係機関打合せ協議		1機関・回	式	1				内 6号
直接経費			式	1				
直接経費			式	1				
電子成果品作成費			式	1				
電子成果品作成費(設計)			式	1				
調査費			式	1				

業務委託料内訳書

業務名	京都市立洛友中学校塀改修工事に係る測量設計業務委託					業 項 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
アスベスト調査 (定性分析)	検体採取・持込含む	検体	1					
アスベスト調査 (定量分析)	検体採取・持込含む	検体	1					
直接原価（その他原価除く）		式	1					
その他原価		式	1					内 7号
一般管理費等		式	1					内 8号
設計業務価格		式	1					
業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
業務委託料		式	1					

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現地測量 (市街地甲 平地)	縮尺1/500					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画			(km2) 式	(0.001) 1			
細部測量			(km2) 式	(0.001) 1			
数値編集			(km2) 式	(0.001) 1			
数値地形図データファイルの作成			(km2) 式	(0.001) 1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	道路詳細設計(B)	縮尺1/1,000					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
設計計画及び施工計画 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
現地踏査 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
横断設計 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
道路付帯構造物・小構造物設計 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
仮設構造物設計・用排水設計 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
設計図 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
数量計算 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
照査 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
報告書作成 道路詳細設計(B)			(km)式	(0.07)1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	防球ネット詳細設計						
名 称 ・ 規 格		条 件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師			人	0.29			
技師(A)			人	0.58			
技師(B)			人	0.87			
技師(C)			人	1.16			
技術員			人	0.87			
合 計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	打合せ	中間打合せ回数1回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	関係機関打合せ協議	1機関・回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	関係機関打合せ協議		機関・回	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	一般管理費等					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価		式	1			
$\beta / (1 - \beta)$		%				
一般管理費等		式	1			
調整額						
合計						

特 記 仕 様 書

委託業務名 京都市立洛友中学校塀改修工事に係る測量設計業務委託
履行箇所 京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町 51 番地の 2

第 1 条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和 7 年 2 月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「国土交通省公共測量作業規程及び同運用基準」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第 2 条 次の事項については、独自の判断で履行せず、必ず監督員に報告して確認を得なければならない。

また、確認後速やかに打合せ簿を提出すること。

- 1 設計図書に明示していない事項の処理。
- 2 設計変更に係る事項の処理。
- 3 地元及び学校関係者との協議に係る事項の処理。

第 3 条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計内容を行う必要が生じた場合には、変更契約手続き文章により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第 4 条 業務委託契約書について

前払金は、請負代金の 30%以内とする。

第 5 条 業務等委託必携等に対する特記事項は、次のとおりである。

測 量 業 務

第 6 条 測量業務の内容

1 業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

(1) 4 級基準点測量

本業務は、以下の条件で基準点測量を実施するものである。

永久標識設置 : なし

伐採 : 含まない

作業工程 : 作業計画、選点、観測、計算整理

地域・地形 : 市街地甲・平地

基準点設置埋設方法 : 地上埋設 or コンクリート杭設置

(2) 現地測量

本業務は、以下の条件で現地測量を実施するものである。

縮尺 : 1/500

地域・地形 : 市街地甲・平地

作業工程 : 作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成

(3) 路線測量

本業務は、以下の条件で路線測量を実施するものである。

中心線測量作業工程 : 中心点座標計算、測定設置、線形地形図の作成、点検整理

横断測量作業工程 : 観測、横断面図作成、点検整理

地域・地形 : 市街地甲・平地

交通量 : 0～1000台未満／12時間

単曲線換算曲線数 : 0

測量幅 : 4.5m未満

測点間隔 : 2.0m

第7条 資料の貸与及び返却

設計参考資料として下記のものを貸与する。

現況平面図（昭和62年度実施）

道路境界明示図（郁文径二号線）

第8条 学校敷地への立入り等

1 測量業務を実施する場合、作業班のうち1人は必ず自己の身分証明書を携帯して、業務にあたるものとする。

2 身分証明書は学校関係者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。

3 受注者は、業務において学校敷地への立入りをする場合、あらかじめ身分証明書の交付願いを発注者に提出し、交付を受け、これを携帯していなければならない。

第9条 成果物の提出

成果品の種別・提出部数は下記のとおりとする。

成 果 品 種 別	縮 尺	提 出 部 数
1. 現況平面図	S=1/250	1部（CADデータ含む）
2. 現況横断図	S=1/20	1部（CADデータ含む）
3. 測量成果簿 （観測手簿、成果表、点の記）		1部（CADデータ含む） ※SIMAデータ含む
4. 測量成果CD		1枚

設 計 業 務

第10条 土木設計業務の打合せ等

- 1 土木設計業務における打合せは、業務着手時、中間1回、成果品納品時の計3回行うものとする。ただし、中間打合せは監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち合うものとする。
- 3 また、地元及び学校関係者との協議等について、打合せ協議記録簿を作成し、監督職員と協議のうえ、実施設計を行うものとする。

第11条 関係官公庁への手続き等

狭あい道路等整備申出に関して、都市計画局建築指導部建築指導課との打合せ協議を、計1回行うものとする。ただし、打合せは監督職員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第12条 現地踏査

受注者と監督職員は、設計にあたって現地立会いを行い、整備範囲・業務内容について確認を行うものとする。

第13条 調査業務の内容

- 1 一般調査として、現況塀の仕様、構造、延長、高さ、厚さ、控え壁及び基礎形状等の確認を行う。仕様の確認は、計3か所、塀の塗装をはつることで確認すること。なお、構造及び基礎形状の確認は、計3か所、40～50 cm程度の試掘作業を行うこと。
- 2 工事に支障となる支障物件（水道、電気、ガス等）について、台帳等の情報を確認する。また、発注者から情報の提供があった場合には、設計業務に反映すること。
- 3 工事発注に必要となる撤去及び支障物件について数量の算出を行う。
- 4 既存塀壁面のアスベスト調査（定性及び定量分析：1検体）を行うこと。

1 業務内容及び設計条件は、次によるものとする。

(1) 道路詳細設計（B）

規格	: 縮尺1/1,000
作業区分	: 設計計画、施工計画、現地踏査、横断設計、道路付帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計、用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成
地形	: 市街地
車線数	: 1～2車線
複断面の延長	: 0 km
暫定計画	: しない
歩道等の設計	: しない
取付道路、付替水路、横断管渠等	: いずれも設計しない
道路環境関連施設の設計	: しない

特殊法面の設計	：道路設計と一体で行わない
路床入替等の処理に対する設計	：含めない
施工途中の車線変更等の設計	：含めない
工区ごとに成果品を分割	：含めない

(2) 防球ネット詳細設計

作業内容：設計計画、設計図、数量計算、照査、報告書作成

2 設計検討は、次のとおりとする。

(1) セットバックに伴う塀配置位置及び舗装復旧設計

建築基準法第 42 条 2 項に指定される道路のセットバックに伴う塀の整備位置及び舗装復旧内容について設計を行う。また、狭あい道路等整備申出に必要な資料を作成すること。なお、資料作成にあたっては、「京都市狭あい道路等整備事業に関する手引き」に準じて、監督員と協議の上、行うこと。

(2) 擁壁詳細設計（重力式擁壁（予備設計なし）※高さ 1 m 程度

塀改修に伴い必要となる学校敷地側と道路側の高低差を踏まえた基礎擁壁の詳細設計を行う。

(3) 既存塀改修（延長約 60m）

既存塀の改修方法について詳細設計を行う。なお、想定している設計内容は下記のとおりである。

- ア 設置するフェンスの仕様及び規格の選定
- イ フェンスの種類に応じた基礎形状の設計

(4) 防球ネット撤去及び再設置設計

敷地のセットバックに伴い支障となる既存防球ネットの撤去及び再設置時の仕様、規格及び配置等について設計を行う。

3 関係機関との協議用・説明用として作成する資料は下記の協議を標準とする。なお、作成する協議資料の内容は、監督員の指示によるものとする。

(1) 建築指導課 計画平面図、計画横断図

※道路中心線、敷地境界線及び道路後退線等、必要な事項を記入すること。

第 14 条 設計業務の条件

- 1 構造物設計は、構造物が施工可能な形状・寸法を決定し、図面を作成すること。また、仮設構造物についても同様とする。
- 2 数量計算書及び数量集計表は、土工計算、構造物材料計算、設計計上数量等、一般的な工事の積算に必要な数量とする。
- 3 図面の規格、数量算出基準、図面縮尺、報告書等については、監督職員と協議する

こと。

4 受注者は、各種設計図の表示方法並びに数量計算については、監督職員の指示に従うものとする。

5 参考見積書を徴収する場合は、3社以上から徴収し、比較一覧表を作成すること。

6 数量計算書については、表計算ソフト Excel により作成し、拡張子は xls もしくは xlsx 形式とする。

設計図面等については、CAD により作成し、使用する拡張子は監督職員の指示に従うものとする。これらのデータファイルについては、CD-R に格納し、成果品として納品すること。

7 納品対象の CD-R については、「業務名称」、「作成年月日」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を表面に直接印刷またはラベル印刷したものを貼付けること。ウイルスチェックに関する情報は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。また、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。

第15条 平面図の配置方向

平面図の配置方向は、各事業で作図の仕様が定められている場合※を除き、道路台帳の起終点にかかわらず、原則として図面上方を北（方位「N」）とすること。また、図面上方を方位「N」とできない場合、図面右方を方位「N」とすること。

※ 国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業の道路では、路線認定台帳の起点側を NO. 0 とし、図面の左側を起点として作図する。

第16条 照査技術者の配置

本業務は照査技術者を配置し、下記に示す内容によるものとする。

- (1) 受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、第1108条に規定する資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査項目及び照査内容等を明記した照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (4) 照査技術者は、詳細設計照査要領※に定める業務の節目毎（詳細設計照査要領の対象工種以外の場合は、別途定める業務の節目毎）にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする。なお、赤黄チェックの根拠となる資料は、成果物として提出する必要はない。

(6) 照査技術者は、上記(4)に定める業務の節目ごとの照査報告書および報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。管理技術者は、照査報告書の内容を確認し、管理技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ発注者に提出するものとする。

※「詳細設計照査要領」は、国土交通省ホームページ内の次のアドレスに掲載されている。

(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/verification/index.html)

第17条 照査技術者による照査

本業務における照査は、以下に示す業務の節目毎に照査技術者が実施するものとする。また、節目毎に作成した資料は、共通仕様書第1108条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- (1) 業務計画書の作成時
- (2) 基本条件の決定時
- (3) 細部条件及び構造項目の決定時
- (4) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画書の作成時

第18条 赤黄チェック

本業務における詳細設計業務の照査においては、成果品を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図と設計計算書間、設計図と数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして、わかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第19条 設計業務の成果

1 受注者は、下記の成果品を提出するものとする。

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
詳細設計	設計図	位置図	S=1:2500	
		計画平面図	S=1:250	
		計画横断図	適宜	
		各種構造詳細図	適宜	
		撤去平面図	適宜	

		撤去構造図	適宜	
		仮設・施工計画図	適宜	
	設計計算書	安定計算書	基礎擁壁	
	数量計算書	数量計算書		
	その他	設計報告書		
		打合せ記録簿		
		照査報告書		

2 成果図書の提出内容については、監督職員が指示する。

第20条 設計業務の成果

総括数量表及び数量集計表については、工事内容区分に従って作成することとし、工種等は公園緑地工事工種体系ツリー図（令和7年5月 国土交通省都市局 公園緑地・景觀課）に準拠して整理すること。これにより難い場合は監督員の指示に従うこと。

第21条 その他の特記事項

成果品納入後であっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

付近見取図

